

選択的夫婦別姓早期実現推進決議

私たちは2000年の創立以来、男女共同参画社会にふさわしい夫婦別姓を選択できる制度の実現を最重要課題として取り組んできました。

すでに社会的には十分認知されているのにも拘らず、夫婦別姓は依然として法律上の制度として認められておらず、1996年2月26日に選択的夫婦別姓を根幹とする法制審議会答申が法務大臣に出されてから、13年以上の月日が経過しました。

夫婦別姓が法律上認められていないため、結婚や出産をためらうカップルが大勢います。また、国際的にも、日本政府は、国連女性差別撤廃委員会からは、夫婦別姓を含む民法改正に即時に取り組むように勧告を受けています。

新政権には、夫婦別姓制度がないために、困っている市民の方々がたくさんおられる現状を鑑み、早期に、政府提案法案により夫婦別姓を実現することを求めます。

2009年10月3日

全国司法書士女性会総会